

論告

被告人は、佐藤芽有里を殺そうとした犯人であり、被告人は有罪です。

それは、以下の理由から明らかです。

理由①

犯行に用いられた「村上」という銘のある包丁は、県内で5本しか販売されていません。そして、被告人の部屋には被告人が同種の包丁を平成24年3月15日に購入したことを示すレシートが残っており、かつ、被告人自身も同種の包丁を所有していたことを認めています。

さらに、凶器となった包丁が犯行現場に残されていたところ、被告人自身は、現在、凶器と同種の包丁を所持しておりません。

以上の事実が偶然に一致するとは考えにくく、被告人は、所有していた包丁で本件犯行を行い、犯行現場に包丁を残してしまったため、現在は包丁を所持していないとしか考えられません。

理由②

被告人が、平成24年4月3日午後7時32分に、前崎市内にある「遊ランド」というネットカフェの72番席に設置されたパソコンから、3ちゃんねるというインターネット上の巨大匿名掲示板に、「Dear Boss 平成24年4月5日の午後10時きっかりに、この俺様が前崎駅北口で高慢な女に天誅を下す。この俺様を止めることは誰にもできない。」と書き込んだことは、同パソコンのIPアドレス、同店の顧客管理情報から明らかであり、かつ、被告人自身もこの書き込みをしたことを認めています。

この書き込みは、具体的な日時、場所の点で、本件事件と共通しており、また、本件事件と近い日時に書き込まれていることから、この書き込みを行った被告人が本件犯行を行った可能性が高いと言えます。

理由③

被害者は、本件事件により、左手小指の切創という傷害を負い、犯行当時、出血しておりました。その後、被害者はその左手でもって犯人の右胸部を押しております。また、被害者は、犯人が、犯行当時、グレー地に黒文字でNICEと書かれたパーカーを着ているところを目撃しています。

そして、犯行現場から700メートル離れた戸根川で右胸部部分に被害者の血痕が残ったグレー地に黒文字でNICEと書かれたパーカーが発見されています。

以上から、犯人は、犯行当時、グレー地に黒文字でNICEと書かれたパーカーを着ていたことが認められます。

他面、被告人宅には、犯人が着ていたパーカーと同種のパーカーを購入したことを示すレシートが残っており、かつ、被告人自身も同種のパーカーを所有していたことを

認めています。

しかも、被告人質問からすると、被告人は、現在、そのパーカーを所持しておりません。

このような偶然がたまたま生じるとは考えにくく、被告人が犯人である可能性が高いと言えます。

理由④

被害者は、犯人が身長170cmくらいでがっしりした体型であったと証言しております。

そして、被告人は、身長170cm、体重90kgというがっしりした体型です。

この事実は、被告人が犯人であることと整合します。

理由⑤

1 被告人は、犯行当時、包丁を所持していなかった理由を、平成24年3月に一人で赤木山にキャンプに行ったときに紛失したと述べています。

しかし、未だ寒風が吹く時期に敢えて赤木山でキャンプをすることは不自然であるうえ、被告人が赤木山でキャンプをやったことを示す証拠は何もありません。また、被告人は、紛失場所を問われても場所が分からないなどと述べています。

このような被告人の弁解は不自然です。

2 加えて、被告人は、犯人が着ていた物と同種のパーカーを、平成24年3月ころ、東京都内で売却したと述べています。しかし、被告人がパーカーを購入したのは平成24年3月15日です。購入してから間もない衣服を売却することは通常想定しがたく、この点の被告人の弁解は不自然です。

3 さらに、被告人は、犯行当時、けやきランニングで「それでも麻呂はやっていない」という映画を観ていたと述べ、そのことを示すチケットの半券を証拠として提出しています。

しかし、その半券には購入時刻が犯行当日の午前9時58分と打刻されています。そうすると、被告人は、犯行当時に映画をみなくても、そのチケットを購入したのち、自分で半券をもぎり所持することも可能でした。また、被告人が別の機会にその映画を観ていれば、その内容を説明することも容易に可能です。

したがって、被告人が犯行当時、けやきランニングで映画を観ていたということを信用することはできません。

以上のとおり、被告人が本件殺人未遂事件の犯人であることを示す事情を総合して考慮すると、被告人が本件殺人事件の犯人であると推認するのに（不十分である・十分である）といえる。

したがって、被告人は（有罪・無罪）である。